

# 川崎医療福祉大学早期卒業に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、川崎医療福祉大学学則第40条第3項に基づき、川崎医療福祉大学（以下「本学」という。）の早期卒業に関し必要な事項を定めるものとする。

(早期卒業の実施)

第2条 学科長および学部長の教育的判断に基づき、早期卒業を実施する学科は、早期卒業の開始年度までに学部早期卒業実施・実施内容変更願（様式1）を提出し、教授会の議を経て、学長が許可する。

2 前項により学長が許可した内容に変更がある場合は、学部早期卒業実施・実施内容変更願（様式1）を提出し、教授会の議を経て、学長が変更を許可する。

(早期卒業の要件)

第3条 早期卒業が認められる者は、2年次春学期終了時に早期卒業に関する申請手続を行い、3年次秋学期終了時において、次の各号の要件を全て満たさなければならない。

- (1) 本学大学院へ進学することを誓約し、本学の大学院入学試験に合格していること。
- (2) 早期卒業の意志及び理由が明確であること。
- (3) 修学態度・人格とも優秀であること。
- (4) 卒業に必要な単位を全て修得していること。
- (5) 上記以外に所属する学科が定める早期卒業に関する条件を満たしていること。

(申請資格)

第4条 早期卒業の対象となる学生は、2年次春学期終了時において所属する学科が定める申請資格を満たすこと。ただし、休学、編入学、転入学、転学部転学科及び再入学した学生は、早期卒業の対象とならない。

(申請手続、認定及び履修指導)

第5条 早期卒業を希望する者は、2年次春学期終了後の所定の期日までに、所定の書類を添えて、学科長に申し出るものとする。

2 申し出を受けた学科長は、学部長に報告し、前項の申請書を事務部教務課に提出するものとする。

3 早期卒業候補者の適格認定は、第4条の申請資格に基づいて教授会の議を経て、学長が決定する。

4 第3項により早期卒業候補者適格認定を受けた学生に対し、川崎医療福祉大学履修規程にかかわらず、適切な履修指導を行い、上級年次に配当されている科目を履修させることができる。

5 第3項により早期卒業候補者適格認定を受けた学生が、認定後に次の各号のいずれかに該当することにより、本学における早期卒業の主旨に反する場合、教授会の議を経て、早期卒業候補者適格認定を取り消すものとする。

- (1) 各学科が定める基準により、成績不良と判定され、適格性を欠いた場合
- (2) 休学により在学期間が延長する場合
- (3) 申請書類等に虚偽の事実があることが判明した場合
- (4) 学則第43条の規定による懲戒を受けた場合
- (5) 本学大学院入試に合格したにもかかわらず、本学大学院の入学手続を行わない場合
- (6) 本学大学院への進学がなくなった場合
- (7) その他適格認定を取り消す相応の理由がある場合

(認定の取り下げ)

第6条 早期卒業候補者適格認定を取り下げる者は、所定の書類を添えて、学科長に申し出るものとする。

2 申し出を受けた学科長は、学部長に報告し、前項の書類を事務部教務課に提出するものとする。

3 早期卒業候補者適格認定の取り下げについては、教授会で報告することとする。

(早期卒業の判定)

第7条 早期卒業の判定は、第3条の要件に基づいて教授会の議を経て、学長が決定する。

(早期卒業の時期)

第8条 早期卒業の時期は、3年次の3月とする。

(事務)

第9条 この規程に関する事務は、事務部教務課が行う。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、早期卒業に関する必要な事項は、学長が定める。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行し、令和6年度入学生から適用する。

<様式1>  
年 月 日

川崎医療福祉大学長 殿

学部  
学部長  
学科  
学科長

## 学部早期卒業実施・実施内容変更願

以下のとおり、本学科において早期卒業を実施いたしたいので、御許可下さいますようお願いいたします。

### 記

(1) 早期卒業開始入学年度

(2) 川崎医療福祉大学早期卒業に関する規程第3条第1項(1)に規定する対象となる大学院専攻名

専攻:

(3) 川崎医療福祉大学早期卒業に関する規程第3条第1項(5)に規定する学科が定める早期卒業に関する条件

通算 GPA 基準値:

その他条件(修得単位数等):

(4) 川崎医療福祉大学早期卒業に関する規程第4条に規定する学科が定める申請資格等に関する条件

通算 GPA 基準値:

その他条件(修得単位数等):

(5) 川崎医療福祉大学早期卒業に関する規程第5条第5項(1)に規定する早期卒業候補者適格認定を取り消す  
学科が定める成績不良の基準

(6) 早期卒業想定人数(1年あたり)

※注 実施内容の変更の場合は、変更点を朱書きし、変更内容を明示すること。

川崎医療福祉大学長 殿

医療福祉学部  
学部長 宮川 健  
臨床心理学科  
学科長 進藤貴子

## 学部早期卒業実施願

以下のとおり、本学科において早期卒業を実施いたしたいので、御許可下さいますようお願いいたします。

### 記

- (1) 早期卒業開始入学年度
  - ・令和6年度
- (2) 川崎医療福祉大学早期卒業に関する規程第3条第1項(1)に規定する対象となる大学院専攻名
  - ・専攻：医療福祉学研究科 臨床心理学専攻
- (3) 川崎医療福祉大学早期卒業に関する規程第3条第1項(5)に規定する学科が定める早期卒業に関する条件
  - ・通算 GPA 基準値：3.5
  - その他条件(修得単位数等)：
    - ・卒業研究を提出し、かつ、学科で定める卒業試験(筆記ならびに面接)で合格した者
- (4) 川崎医療福祉大学早期卒業に関する規程第4条に規定する学科が定める申請資格等に関する条件
  - ・通算 GPA 基準値：3.5
  - その他条件(修得単位数等)：
    - ・2年次春学期までのすべての必修科目の単位修得ができています。
    - ・2年次秋学期終了時において、基礎教育科目の卒業要件を満たす予定である。
    - ・2年次秋学期終了時において、専門科目の修得単位数が70単位以上(本学で修得した単位に限る)になる予定である。
- (5) 川崎医療福祉大学早期卒業に関する規程第5条第5項(1)に規定する早期卒業候補者適格認定を取り消す学科が定める成績不良の基準
  - ・2年次秋学期終了時において、1年次及び2年次開講科目で単位未修得の必修科目がある。
  - ・2年次秋学期終了時において、基礎教育科目の卒業要件を満たしていない。
  - ・2年次秋学期終了時において、専門科目の修得単位数が70単位未満(本学で修得した単位に限る)である。
  - ・2年次秋学期終了時あるいは3年次秋学期終了時において、通算 GPA が3.5を下回る。以上のうち1項目以上に該当する場合、適格認定を取り消す。
- (6) 早期卒業想定人数(1年あたり)
  - ・若干名

※ 注 実施内容の変更の場合は、変更点を朱書きし、変更内容を明示すること。